

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会  
第12回会議（平成23年2月23日開催）議事要旨

第1 議題

講演、中間報告（案）の検討等

第2 概要

1 講演（韓国 <sup>ソンギョングン</sup>成均館大学法学専門大学院 <sup>ノ ミョンスン</sup>盧明善教授）

（1）講演内容

韓国で18年間検察官として勤務。過去に、在日本韓国大使館勤務等の経歴がある。現在、韓国法務部の刑事法改正特別分科委員等を務める。

韓国では2008年1月から取調べの録音・録画が法制化されているが、立法の背景には、捜査過程における強圧的な捜査が問題となったことや、無罪判決が多くなり、供述調書が証拠として採用されるようにするために捜査機関が自発的に録音・録画を進めるようになったことなどがある。

録音・録画は、2008年で27,769件、2009年で59,321件、2010年で18,474件実施した（検察のみの件数。1人の被疑者に複数回実施した場合も1件ずつ計上する延べ数）。

検察における2010年の録音・録画の実施件数は、前年と比較して半数以下に減少した。これは、数年の運用の結果、軽犯罪や起訴しない犯罪について録音・録画を行ってもあまり意味がなく、予算の浪費にもなることから、韓国大検察庁が、録音・録画が有用な事件として勾留事件、公訴維持における取調べの価値が高い事件等を指定し、録音・録画の対象を絞る指針を出したことによる。

録音・録画の効果としては、捜査手続の適正確保や供述調書の証拠能力の認定に資することや、内部告発者の供述内容を確保し、その証明力の強化に利用することができることがあり、問題点としては、捜査力が低下したことや、取調べ官が粘り強い、真剣な取調べができなくなったことなどがある。

最高検察庁の2009年の調査では、録音・録画について、市民は70%が「肯定的」、90%が「満足」と回答している。検察官は、50%が「効果的」、50%

が「困惑している」と回答している。

調書の証拠能力は、警察と検察の調書で差があり、警察作成の被疑者調書は、公判で否認されると証拠として認められないが、検察作成の場合、映像録画物、その他客観的方法により真正成立を立証すれば、証拠として採用される。

通信傍受は日本より幅広い罪種（内乱、放火、殺人、逮捕・監禁、強盗、強姦、恐喝、人質強要、略取誘拐、窃盗、収賄、薬物犯罪、銃器犯罪等）で行われている。また、DNA型データベース（2010年構築、11罪種の犯罪に対する勾留被疑者・刑確定者から採取）や、CCTVカメラ（公共機関24万台（2009年）、民間250万台（2008年））や、指紋登録情報（17歳以上の国民に登録義務付け）等を捜査に活用している。

韓国法務部では、近年、被疑者の権利保護のための制度を多く導入した一方、捜査の効率性の確保に係る方策がおろそかになっているとの認識から、司法協助者の訴追免除及び刑罰減免制度、重要参考人の出頭義務制、司法妨害罪等の導入を含む刑法・刑事訴訟法改正案を作成し、国会に提出する準備を進めている。

刑事司法制度を改正する場合、真相究明と人権保障とのバランスを取りつつ、その国に合った制度設計を行うことが必要である。

（2）質疑応答（ は委員からの質問事項、 は盧教授の回答）

被疑者取調べ全体のうち、録音・録画はどの程度行われているか。

2009年の総検挙人員が約280万人であるのに比べ、同年の検察庁における被疑者取調べの録音・録画の件数は約5万件であるので、あまり多くないと言える。

録音・録画は捜査官の裁量とのものであるが、録音・録画を始めた後、その後の取調べはずっと録音・録画する必要があるのか。（例えば、2回目の取調べを録音・録画した場合、3回目以降の取調べを録音・録画しなければならないのか。）

録音・録画をした取調べについては、始めから最後までしなければならないが、捜査官は、必要な取調べを裁量で録音・録画している。（3回目・4回目の取調べを録音・録画しなければならないということではない。）

録音・録画による取調べ室の可視化・透明化は、「時代の趨勢」であるように伺ったが、そのように受け止めてよいか。

録音・録画による取調べ室の可視化・透明化は、「行くべき道」であると思う。しかし、これまでの運用の結果、捜査力の低下が問題となっているので、それを補う捜査手法によって、いかに真相解明と人権保護とのバランスを取っていくのが課題となっている。

取調べの録音・録画の導入が、今回の刑法・刑事訴訟法改正の契機となったとはいえないとの理解でよいか。

録音・録画の導入により捜査力は低下した。直接の関係があるか否かは分からないが、捜査力の低下を補うために刑法・刑訴法の改正が検討されている。

韓国の警察は、可視化に熱心と理解したが、いかがか。

韓国の警察は、独立捜査権の獲得のために、可視化をして、違法な捜査をしていないことを広報することにより、国民の理解を得なければならない。しかし、警察作成の被疑者調書は、公判で調書内容が否認されると証拠能力が認められない問題や、捜査力の低下の問題もある。

取調べを録音・録画することにより、暴力団等の組織犯罪や贈収賄事件等の捜査に支障はないのか。

取調べを録音・録画した場合、組織犯罪の被疑者は、自分が話したことが後から組織に知られることを恐れる。贈収賄事件等では、自白を得ている場合には、供述をしっかりと証拠化できるというメリットがあるが、自白していない場合は、自白が得にくくなるという問題がある。

## 2 検討

### (1) A委員の発表(韓国・台湾の視察結果)

日弁連が行った韓国・台湾視察においては、現職の検察官・警察官と面談した。韓国の警察官は、可視化の導入について、お互いに慎重に質問し慎重に答えるようになって、かえって自白を得やすくなっている印象であり、また、従来から被疑者の供述は全て一問一答式で調書に記載をしているので、可視化をしても全ての供述が記録されることに変わりはなく、共犯者についての供述を

含め、それまで得られていた供述が得られなくなることはないと言った。台湾の警察官は、可視化の導入について、当初は反対もあったが、取調べ過程の適正を担保できるということで反対はなくなり、また、客観的証拠によって犯罪事実を認定することを主眼としているので、自白が得にくくなることの不安はそもそもなかったと言った。

## (2) 討議

韓国の警察官の意見として、A委員から「そもそも被疑者と捜査機関は対立関係にあり、信頼関係はあり得ない。」旨の話があったとの発表であったが、「信頼関係」ということが正しく理解されていない。「信頼関係」とは、対立関係の中であっても「敵ながらあっぱれ」と思えるような関係である。

我が国で、それほど立派な取調べをしているとは思えない。「信頼関係」というが、これには、密室で取調べをしていることによるいわばストックホルム症候群（疑似信頼）のようなこともあるのではないかと。

日本の捜査機関は、総体的に見てきちっと機能していると思っている。問題が生じる素地があれば、それは変えるべきである。

なぜこの研究会ができたのかを考えなければならない。取調べがフェアに行われているということを説明する責任がある。

## 3 中間報告（案）の検討

中間報告（案）について、以下のとおり、報告（書）のまとめ方についての意見があった。

取調べ自体が転換期に来ているということ等、概ね共通認識として一致できる部分はあるはず。

意見を一つにまとめるのは不可能ではないか。「賛成」、「反対」、「意見なし」がそれぞれ何名かという出し方もあるのではないかと。

（現段階では）収れんさせるための議論ができていない。中間報告は、議論の現状を客観的に書けば良いのではないかと。

被疑者が嘘をつくと言われる国もあると聞く。このような制度も「捜査手法」の中に入れて検討すべきである。

基本的には、事務局案をたたき台として、委員から意見を出していただき、

次回、検討することとしたい。

4 その他（次回会議の日程等）

次回会議は、3月11日に開催予定。

次回会議においては、中間報告（案）の検討等を行う。